

千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正理由

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しが行われ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 6 条第 2 項に規定する建築士の名簿及び同法第 23 条の 9 第 1 号に掲げる登録簿については、インターネット閲覧を可能とすることとされました。

これを受け、プライバシーへの配慮を図るため、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 3 条各号に掲げる一級建築士名簿の登録事項のうち、性別及び生年月日を登録事項から削除する省令改正※が行われたことから、二級・木造建築士名簿（以下「名簿」という。）の登録事項においても同様の対応とするため、千葉県建築士法施行細則（昭和 26 年千葉県規則第 2 号）の一部を改正します。

※令和 6 年 6 月 3 日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行

2 改正内容

（1）名簿の登録事項関係

名簿の登録事項から、性別及び生年月日を削除します。

（2）その他所要の規定整備

- ① 二級建築士等試験事務の実施結果の報告を提出する際の媒体について、磁気ディスク等に限らず、広く対象となるよう「電磁的記録媒体」に改める等の改正を行います。
- ② 名簿及び建築士事務所登録簿のインターネット閲覧に対応するため、所要の規定整備を行います。

3 施行期日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日（上記 2（2）①については、公布の日）